

変更年月日:令和8年9月1日

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和8年9月

上 島 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化促進に関する目標	1
1	上島町の農業の現状と振興方針	1
2	効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間	1
3	農業経営基盤強化の方向	2
4	効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	9
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2	上島町が主体的に行う取組	9
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	10
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	12
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	15
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	15
第6	その他	16
附則		16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 上島町の農業の現状と振興方針

上島町は、愛媛県と広島県の県境瀬戸内海のほぼ中心に位置し、総面積は、30.38km²であり、無人島18島を含む25島で構成され、温暖な気候と島特有の傾斜地が多いなどの立地特性から、中山間地域に属し、柑橘を主体とする農業生産を展開し、特に、レモンの生産においては、「青いレモン」としてブランド化に取り組み、ブランド産地としての認知度やブランド力の向上に取り組んでいる。近年では、経営の改善を図る手法として、施設園芸の導入を推進し、品質の向上に努めている。

一方で、上島町の農業構造については、昭和40年代のみかんの価格暴落による農業収入の減少により、農外収入を求めて製造業等に従事する農家の兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家等から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

特に、中山間地域である旧岩城村、旧弓削町においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

このため、今後は、施設化によるメリットのある高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入し、さらに、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家では、適地適作を基本に労力配分を考慮した品種構成による経営を展開し、施設園芸による集約的経営農家と連携して果樹産地計画に沿った産地化を進め、地域複合としての農業発展を目指す。また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び農地所有適格法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手として育成確保するという観点に立ち、その取組を一層推進するものとする。

2 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

上島町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、上島町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね360万円)、年間総労働時間(主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間)の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、新規参入者やI・Uターン者等の人材発掘、農業技術の習得の指導助言、技術、経営、資金、農地等の情報の収集・提供等を行う。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする経営の姿は、原則として、経営が概ね軌道に

乗る時点(就農後5年目)の経営規模及び所得水準を、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる農業従事者1人当り概ね2,000時間)の水準を達成しつつ、生計が成り立つ年間農業所得(主たる農業従事者1人当り概ね250万円)を目標とする。

3 農業経営基盤強化の方向

上島町は、将来の上島町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、上島町は、越智今治農業協同組合、上島町農業委員会、普及組織等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、上島町地域担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の上島町地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第6号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、越智今治農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及組織の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会による認定農業者への農用地利用集積等の支援はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、上島町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象としたほ場整備事業やかんがい排水事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

4 効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保

上島町は、上島町地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を普及組織の協力を受けつつ行う。

特に、認定農業者も多く、施設園芸を含めた複合経営が展開しつつある岩城島においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、金融機関の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、柑橘単一からの脱却を図ろうとする中山間地域についても新規の集約的作物導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や全農えひめ担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、柑橘と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

新規就農者の育成・確保を促進するための取組としては、就農の PR、受入情報の収集・発信により、新規就農者の掘り起こしを行うとともに、就農相談や先進農家での研修先のあっせん、栽培技術や経営ノウハウ等に関する情報の提供等により、新規就農者の確保に向けた取組を推進する。45 歳以上

65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とし、新規就農者（雇用就農者含む）を毎年1人確保することを目標とする。

また、上島町が策定する地域計画において地域の農業を担う者として位置づけられるよう促すとともに、普及組織による重点指導対象としての定期的な巡回指導を行う等定着に向けた取組を行う。

さらに、新たに農業経営を営む青年等が将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営が発展できるように認定新規就農者制度の普及を図り、認定新規就農者の青年等就農計画を点検し、栽培技術指導、経営指導等を行うとともに、上島町における新規就農青年等の就農促進に係る効率的な支援体制を確立するため、県、越智今治農業協同組合、上島町農業委員会等と緊密な連携をとり支援を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に上島町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、上島町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【目標営農類型一覧表】

（詳細は、後掲の営農類型基本的指標に記載のとおり。）

経営体別	営農類型		経営規模	主要作物名
個別経営体	土地利用型	温州みかん＋レモン＋中晩柑	1. 8ha	早生温州、南柑20号、石地温州等、レモン、中晩柑
		レモン＋中晩柑	1. 6ha	レモン、中晩柑
	施設型	施設かんきつ＋露地かんきつ	0. 8ha	施設レモン、施設かんきつ、中晩柑
		施設かんきつ＋施設野菜	0. 7ha	施設かんきつ、施設野菜、露地野菜
		露地かんきつ＋施設野菜	1. 0ha	早生温州、南柑20号、石地温州等、レモン、雨よけ施設野菜、露地野菜
	畜産	養豚（一貫）	種雌豚 150頭、種雄豚 20頭 肥育豚 1, 800頭	

目標営農類型策定の前提条件

1 類型の設定

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針を踏まえ、町の実態に応じた主要な営農類型を設定した。

2 規模の設定

10年後に実現可能性のある地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得と他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成できるような、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。

3 労働力

個別経営体については、主たる農業従事者1人を含む1経営体あたり2人ないし3人(世帯主1人、配偶者又は両親等1人ないし2人)とし、不足分は雇用で対応することとした。

補助従事者については、主たる農業従事者の概ね半分の労働時間として位置づける。

4 農地条件

樹園地については、基本的に農道が整備されている緩傾斜面で、園内作業道は、基幹のみ整備されている樹園地とし、効率的農作業が行える程度にまとまった樹園地とした。

【個別経営体】 土地利用型

営農類型	温州みかん＋レモン＋中晩柑
経営規模	〈経営面積〉1. 8ha 〈作付面積〉早生温州、南柑20号、石地温州等0. 5ha レモン 0. 5ha 中晩柑 0. 8ha(はれひめ、不知火、はるみ、せとか、たまみ等)
労働力	主たる従事者1人 補助従事者 2人
生産方式	〈主要施設〉農舎(50㎡)、貯蔵庫(80㎡)、貯水槽(50t)、コンテナ(2,000個)、防鳥ネット被覆用アーチパイプ(40a) 〈主要農機具〉クローラ運搬車1台、軽トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧器(4ps)1台、草刈機2台 〈技術等〉・温州みかん、はれひめはマルチ栽培を取り入れる ・中晩柑は、品種に応じ、網掛け、袋掛けを実施する ・収穫時の労働配分を考慮した品種構成とする
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営改善のための補助事業、機械銀行を活用する
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

【個別経営体】 土地利用型

営農類型	レモン＋中晩柑
経営規模	〈経営面積〉1. 6ha 〈作付面積〉レモン 0. 5ha 中晩柑 1. 1ha(はれひめ、不知火、はるみ、せとか、たまみ等)
労働力	主たる従事者1人 補助従事者 2人
生産方式	〈主要施設〉農舎(50㎡)、貯蔵庫(80㎡)、貯水槽(50t)、コンテナ(2,000個)、防鳥ネット被覆用アーチパイプ(50a) 〈主要農機具〉クローラ運搬車1台、軽トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧器(4ps)1台、草刈機2台 〈技術等〉・はれひめはマルチ栽培を取り入れる ・中晩柑は、品種に応じ、網掛け、袋掛けを実施する ・収穫時の労働配分を考慮した品種構成とする
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営改善のための補助事業、機械銀行を活用する
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

【個別経営体】 施設型(果樹専作)

営農類型	施設かんきつ＋露地かんきつ
経営規模	〈経営面積〉0.8ha 〈作付面積〉施設レモン 0.3ha 施設かんきつ 0.1ha(愛媛果試第28号(紅まどんな)、せとか等) 中晩柑 0.4ha(はれひめ、不知火、はるみ、せとか、たまみ等)
労働力	主たる従事者1人 補助従事者 2人
生産方式	〈主要施設〉農舎(50㎡)、APハウス(4,000㎡)、貯水槽(50t)、コンテナ(1,000個)、防鳥ネット被覆用アーチパイプ(20a) 〈主要農機具〉クローラ運搬車1台、軽トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧器(4ps)1台、草刈機2台、加温機4台 〈技術等〉・施設レモンは特別栽培、周年栽培を目指す ・施設せとかは少加温栽培とする ・はれひめはマルチ栽培を取り入れる ・中晩柑は、品種に応じ、網掛け、袋掛けを実施する
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営改善のための補助事業、機械銀行を活用する
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

【個別経営体】 施設型(果樹・野菜複合)

営農類型	施設かんきつ＋施設野菜
経営規模	〈経営面積〉0.7ha 〈作付面積〉施設かんきつ0.3ha(レモン、愛媛果試第28号(紅まどんな)、せとか等) 施設野菜 0.1ha(半促成トマト) 露地野菜 0.3ha(たまねぎ、白菜等)
労働力	主たる従事者1人 補助従事者 2人
生産方式	〈主要施設〉農舎(50㎡)、APハウス(4,000㎡)、貯水槽(50t)、コンテナ(500個) 〈主要農機具〉軽トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧器(4ps)1台、草刈機1台、加温機4台、耕耘機(10ps)1台 〈技術等〉せとかは少加温栽培、レモンは特別栽培、周年栽培を目指す ・施設トマトは促成(加温栽培)か半促成(無加温)とする ・野菜は輪作により農地を有効に利用する ・野菜は地産地消をモットーに学校給食、産直販売を主体とする
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営改善のための補助事業、機械銀行を活用する
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

【個別経営体】 施設型(果樹・野菜複合)

営農類型	露地かんきつ＋施設野菜
経営規模	〈経営面積〉1.0ha 〈作付面積〉早生温州、南柑20号、石地温州等 0.4ha レモン 0.2ha 雨よけ施設野菜 0.1ha (夏作:ミニトマト又は半促成トマト、冬作:軟弱野菜 等) 露地野菜 0.3ha
労働力	主たる従事者1人 補助従事者 2人
生産方式	〈主要施設〉農舎(50m²)、雨よけハウス(1,000m²)、貯水槽(50t)、コンテナ(1,000個) 〈主要農機具〉クローラ運搬車1台、軽トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧器(4ps)1台、草刈機2台、耕耘機(10ps)1台 〈技術等〉・温州みかんはマルチ栽培を取り入れる ・特別栽培を目指す ・野菜は輪作により農地を有効に利用する ・野菜は地産地消をモットーに学校給食、産直販売を主体とする
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営改善のための補助事業、機械銀行を活用する
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

【個別経営体】 畜 産

営農類型	養豚(一貫)
経営規模	〈飼育頭数〉種雌豚 150頭 種雄豚 20頭 肥育豚 1,800頭
労働力	主たる従事者1人 補助従事者 2人
生産方式	〈主要施設〉繁殖豚舎(600m²)、育成豚舎(200m²)、肥育豚舎(800m²)、農舎(150m²)、堆肥舎(200m²)、飼料タンク(5t)2本 〈主要農機具〉ストール杵、トラック(2t)1台、ショベルカー1台、動力噴霧機1台、自家配合機1台 〈技術等〉・分娩豚舎は高床式で21日離乳 ・育成豚舎は発酵床 ・ランドレース(L)と大ヨークシャー(W)の交雑雌(LW)に種雄豚デュロック(D)の3元肥育豚(LWD)
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

上島町における第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の概ね7割程度とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

上島町の特産品であるレモンを中心とした農畜産物を安定的に生産し、上島町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、愛媛県農業経営・就農支援センター、越智今治農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や閑散期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、上島町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 上島町が主体的に行う取組

上島町は新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、愛媛県農業経営・就農支援センターや越智今治農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、

国及び県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

上島町は、県、上島町農業委員会、越智今治農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構等の関係機関と連携しつつ、上島町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

(1) 愛媛県農業会議、愛媛県農地中間管理機構、上島町農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気作り、コミュニティ作りを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

上島町は、越智今治農業協同組合等の関係機関と連携して、区域における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び愛媛県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、越智今治農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び愛媛県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう愛媛県農業経営・就農支援センター、愛媛県農地中間管理機構、上島町農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として次に掲げる。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
50%	※個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（果樹については防除、剪定、摘果、収穫、選別、その他の作物についてはこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積を高めるよう努めるものとする。 ※目標年次は令和12年とする。

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、愛媛県農地中間管理機構、上島町農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営等、地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上島町の農業は、全地区共通してレモンを中心とした柑橘類の生産を主とし、経営体によっては野菜等を取り入れた複合型農業を行っている。近年は、一定の新規就農者は確保できているものの高齢化及び担い手不足の課題は解決できない状態にある。また、条件の良い農地では認定農業者等への集積が見られるものの、それ以外の農地はあまり集積が進んでいないのが現状である。

農用地の利用集積については、離農や規模縮小を理由に発生する農地等を、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等の各種農地流動化施策を講ずることにより、認定農業者等意欲ある担い手に利用集積されているが、今後担い手不足による農家戸数の減少に伴い遊休農地が増えることが懸念される。

このような状況を踏まえ、上島町、上島町農業委員会、農地中間管理機構及び越智今治農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営等、地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、保全管理等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

上島町は、愛媛県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の

実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、上島町農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化並びに高齢化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業に積極的に取り組む。

1 法第 18 条第1項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

上島町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化に関する計画(以下「地域計画」という。)を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

① 協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画が図られるよう、協議の場を設置する区域ごとに農繁期等を配慮したうえで設定する。

イ 開催に係る情報提供の方法

上島町ホームページ及び広報誌等への掲載、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、広く周知を図る。

ウ 参加者

農業者、上島町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

エ 協議すべき事項

(ア) 上島町農業の将来の在り方

(イ) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(ウ) その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(i) 農用地の集積・集約化の方針

(ii) 農地中間管理機構の活用方針

(iii) 基盤整備事業への取組方針

(iv) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(v) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

(エ) その他

オ 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

② 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

③ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

上島町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

上島町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を上島町に提出して、農用地利用規程について上島町の認定を受けることができる。

② 上島町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資すること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なこと。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 上島町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を上島町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等、農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 上島町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(4)の①のイに規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業

経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 上島町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 上島町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及組織、上島町農業委員会、越智今治農業協同組合、農地中間管理機構及び農地中間管理機構が行う特例事業の指導、助言を求めてきたときは、上島町地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受委託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

越智今治農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

上島町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 上島町は、認定農業者及び担い手の育成に向け、農道や灌水施設等の基盤整備を図るほかかんきつ優良品種である「たまみ」の導入による産地化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 上島町は、多面的機能支払制度により農村の調和と活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 上島町は、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 上島町は、新規就農者を受入れるための定住促進事業(ワーキングホリデー・お試し就業研修事業・インターン事業)の推進を図り、農業の担い手確保に努める。

オ 上島町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

上島町は、上島町農業委員会、越智今治農業協同組合、普及組織その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

上島町農業委員会、越智今治農業協同組合、普及組織は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係団体の職員で構成する上島町地域担い手育成総合支援協議会のもとで、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、上島町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 23 年 10 月 20 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和3年 11 月 9 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和5年9月 19 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和8年9月 1 日から施行する。